

29 監 査 第 116 号
平成 29 年 12 月 1 日

請求人及び代理人（略）

愛知県監査委員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 神 野 博 史

同 鈴 木 喜 博

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
（通知）

平成29年10月15日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

平成29年10月15日付けで請求人から提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は次のとおりと認めた。

県営美和住宅の公園（以下、「本件公園」という。）が、平成22年3月頃から同27年10月頃まで、駐車場として使用されてきた。この駐車場は、平成22年3月頃に、県営美和住宅自治会会長（「公営美和自治区」区長でもある、以下、「自治会長」という。）が、本件公園の緑樹帯の一部を撤去して乗入口を設け、本件公園内に碎石を敷き詰め、ロープにより51の区画割をして、本件公園を駐車場として利用できるようにしたものであった。その間、自治会長が事実上運営する県営美和住宅管理センターなる組織が、駐車場を利用する住民から使用料を徴収していた。

平成27年9月3日、愛知県に住所を有する住民5名が、本件公園を駐車場としたままにすることが違法又は不当に県の財産の管理を怠る事実であり、また、県の財産を無断で使用して使用料名目で金銭の徴収を継続する行為を放置する行為も違法又は不当に県の財産の管理を怠る事実であり、その是正を求め、これまで徴収された金銭に関しては、県の損害を填補する必要な措置を講ずることを求める監査請求を行った。

上記監査請求がなされるや、愛知県の県営住宅管理室は、本件公園の駐車場として使用されている事の是正措置をとり、これを受け、自治会長は、平成27年10月6日、本件公園を駐車場として使用している者に対し、同月25日限りで本件公園の駐車場を閉鎖する旨通知した。

また、愛知県の建設部長は、平成27年10月19日付け文書により、同月25日をもって本件公園を駐車場として使用することができないように閉鎖させ、原状回復については自治会と協議して適切に対処させるとした。自治会長は、平成27年10月19日付け文書により、同月25日をもって本件公園を駐車場として使用することができないように閉鎖し、原状回復については、県と相談して適切に行うとした。

上記のような経緯があったため、平成27年11月10日、上記住民監査請求は棄却された（27監査公表第16号）。

ところが、本件公園は、区画割のロープが撤去されたものの、碎石は敷き詰められたままで、駐車場の出入口のために撤去された緑樹帯もそのままの状態が続き、原状回復がなされないままに放置された。そのような状態であったため、平成28年になってから、請求者が愛知県庁に対して、電話で状況を問い合わせたところ、それから1日後か2日後に、工事業者が、重機を用いて、本件公園に敷き詰められていた碎石を集め本件公園内に山盛りにし、撤去されていた緑樹帯の一部も元に戻された。しかしながら、理由は不明であるが、碎石が

山盛りの状態になったままで、完全に以前の状態には戻っておらず、その状態が現在まで続いている。そして、上記原状回復工事の費用は県の費用が支出されているものと考えられる。

本件公園は、県営住宅の共用施設であるところ、通常、共用施設の使用に関する費用は、愛知県県営住宅条例第15条第5項の規定により、入居者が負担するものとされている。また、本件公園を駐車場にしたのは、県の何等の関与もなく、自治会長が勝手に行ったことであつたので、原状回復も入居者や自治会長がその費用を拠出して行うべきであり、県が費用を拠出する根拠はどこにもない。さらに、加えて、自治会長は、原状回復については、県と協議して適切に行うと約束していたのであり、そのことが根拠のひとつとなつて、上記監査請求は棄却されているのである。したがつて、本件公園の原状回復のためにした、県の費用の支出は、違法又は不当な公金の支出に当たる。

したがつて、監査委員においては、上記のような違法・不当な公金の支出によって生じた県の損害を填補する必要な措置を講ずることを求める。

第2 監査の実施

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の行政活動一般を対象とする制度ではなく、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるときに、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。

請求人は、本件住民監査請求において、本件公園の原状回復工事の費用が県の支出であることを前提に、その違法性又は不当性を主張しているが、公金支出を裏付ける具体的な時期や金額の特定がなされていないことから、法第242条第1項に係る要件の適合性も含めて、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

本件公園の原状回復工事に係る支出

2 監査対象機関

建設部建築局公営住宅課県営住宅管理室（以下「県営住宅管理室」という。）

3 関係人調査

愛知県住宅供給公社（以下「公社」という。）の職員及び公営美和自治区長に対して、法第199条第8項の規定に基づき、関係人調査を実施した。

第3 請求人の陳述

法第242条第6項に規定する陳述については、請求人からこれを行わない旨の意思表示があつたため、実施しなかつた。

第4 平成27年9月3日付けの住民監査請求について

1 請求内容

愛知県に住所を有する住民5名は、本件公園が無断で駐車場として使用され、また、使用者から使用料が徴収されているが、徴収された使用料が県に納められているとは考えられず、その用途は不明であることから、このような財産の管理を怠る事実を改め、駐車場使用料名目で徴収した金銭の行方も調査して、県の損害を補填する必要な措置を講ずるように勧告することを求めた。

2 監査結果

請求人の主張は、以下のことから理由がないものとして、平成27年10月26日付けで棄却された。

- (1) 本件公園は、駐車場として使用されてきたが、平成27年10月25日をもって駐車場としての使用は中止され、県と県営美和住宅の入居者により組織される自治会との協議により原状回復される見通しとなったことから、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるものとは認められないこと。
- (2) 本件公園の駐車場としての使用は、事後にはあるが、県により2台目の駐車場の貸付けの手続が終了するまでの一時的な臨時の措置として認められ、駐車場の運営を委託された県営美和住宅管理センターが使用者の負担すべき費用を徴収することは認められるところであって、県に納付されるべきものではないことから、県に損害が生じているものとは認められないこと。

第5 監査結果

1 認定した事実

(1) 本件公園の原状回復について

ア 平成27年10月25日までに、公営美和自治区は、住民により、駐車場の乗入口を封鎖し、区画割のロープを撤去した。また、同日をもって、本件公園の駐車場としての使用を中止した。

イ 遅くとも平成28年3月9日までに、同自治区は、建設会社に工事を発注し、本件公園に敷きつめられていた砕石を敷地の一角に寄せた上で山積みにした。

ウ 遅くとも平成28年5月23日までに、同自治区は、住民により、駐車場の乗入口を設けるために一部を撤去していた緑樹帯及び縁石の原状を回復した。

(2) 本件公園の原状回復に係る費用負担について

ア 県営住宅管理室、公社及び公営美和自治区は、いずれも、上記原状回復の責任が同自治区にあり、当然に原状回復に係る費用は同自治区が負担すべきものであると認識している。

イ 同自治区は、本件公園の原状回復工事からその後の公園整備工事までを、同一の建設業者に発注することとしており、同社との話し合いで、公園整備工事終了後に、一連の工事費用を支払う予定であると言っている。そのため、いまだ、碎石を集め山積みにした部分の金額は決まっておらず、同自治区はその費用を支払っていない。

ウ 本件公園の原状回復に係る県の公金支出はなかった。また、本件公園の原状回復に係る公社の支出もなかった。

2 判断

第2で述べたとおり、住民監査請求は、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるときに、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。

請求人は、本件住民監査請求において、本件公園の原状回復にあたり、県の費用が支出されたという前提で主張している。

この点、県の支出は認められず、本件住民監査請求の対象となる公金の支出等の県の財務会計上の行為はそもそも存在しない。

第6 結論

以上により、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、却下は免れない。